

いわて花巻空港国際定期便利用パスポート取得応援キャンペーン実施要領

第1 目的

この要領は、岩手県空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が、いわて花巻空港発着の国際定期便の利用促進を図るため、新規にパスポートを取得、または更新し、国際定期便を往復利用して旅行する者に対して、パスポート取得費の一部を支援するキャンペーンの実施について定めるものである。

第2 支援金支給対象者、支援金額及び対象者数

(1) キャンペーン対象者

以下の要件を全て満たす者とする。

- ア 岩手県内に居住する者であること。
- イ パスポートを新規発行または切替発行していること。
- ウ いわて花巻空港発着の国際定期便を往復利用すること。
- エ 出発（往路）便利用日が、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間であること。
- オ 出発（往路）便利用日が、パスポート発行（更新）年月日から1年以内であること。
- カ 過去に同一パスポートによる本キャンペーンの利用実績がないこと。

(2) 支援金額

パスポート取得費の一部を支援する金額は、1人当たり5,000円とする。

(3) 対象者数

200名とし、対象者の決定は申込先着順とする。

第3 支援の手続

(1) 本キャンペーンを利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、往路便利用日の2週間前までに、申込票に必要事項を入力（記載）のうえ、メールまたはFAXにより協議会あて提出し、キャンペーン利用を申し込むものとする。

(2) 協議会は、前項の申込者が上記第2(1)の要件を満たすと判断した場合、申込票に受付番号を付与し、申込者あて返信する。（申し込みの方法に応じ、メールまたはFAXで返信する。）

(3) 申込者は、国際定期便の復路便の到着後、原則当日内に、以下の必要書類等を持参のうえ、いわて花巻空港内の指定窓口に支援金の受領を申し出るものとする。

ア 申込票（ただし、受付番号が付与されたものに限る。）

イ パスポート

ウ 復路便の航空券

なお、支援金の受領は本人に限るものとし、ア～ウのいずれかでも欠けた場合は、支援金の受領はできないものとする。

(4) 申し出を受けた協議会（協議会から受託を受けた者を含む）は、必要書類等を確認し、適当と認められた場合は、支援金を直接申込者に支払う。

なお、やむを得ない事情により、当日に支援金の受領ができなかった場合には、申込者は復路便利用日の1週間以内に、協議会あて受領可能な日を連絡する。（支援金の受領は、いわて花巻空港の国際定期便運航日に限ることとする。）

第4 その他

- (1) 協議会は、本キャンペーンの直近の申込状況を協議会公式ホームページ上で随時公開・更新するものとし、申込者が第2(3)で規定する対象者数の上限に達した場合、速やかに申込を締め切る。
- (2) 理由の如何を問わず、指定する期日までに協議会あて連絡のない場合や必要書類等の提示がない場合は、支援金の支払を行わないこととする。
- (3) 虚偽の申請等による不正行為については、支援金の返還を求める等厳正に対処するものとする。
- (4) 協議会会長は、予算の執行の適正を期するため、申込者に対して、必要な報告を求めることができる。
- (5) 協議会は、本キャンペーンを通じて知り得た個人情報は、機密情報として取り扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏洩しないこととする。
なお、本キャンペーンにおける個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守するものとする。
- (6) この要領に定めのない事項については、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年2月20日から施行する。（平成30年2月20日事務局長決裁）

附 則

この要領は、平成30年6月29日から施行する。（平成30年6月29日事務局長決裁）

附 則

- 1 この要領は、平成31年2月28日から施行する。（平成31年2月28日事務局長決裁）
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の要領に規定する様式により作成された書類は、改正後の要領に規定する様式により作成された書類とみなす。

附 則

この要領は、令和5年4月7日から施行する。（令和5年4月7日事務局長決裁）

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。（令和5年9月28日事務局長決裁）

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。（令和6年3月12日事務局長決裁）

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。（令和7年3月13日事務局長決裁）